

令和3年度 指導監査結果

(保育所等)

施設名(運営主体)	文書指摘の内容	監査実施日等	改善状況
【北区】			
旭ヶ丘保育園 ((福) 大宮会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤調理師1名を追記)。 ②処遇改善等加算は原則として加算支給年度に職員に配分しなければならないものであるにもかかわらず、職員への未払(給与調整勘定として貸借対照表の流動負債に計上されているもの)が累積していることに加え、本市に提出した賃金改善実績報告書と職員への支給実態が相違していることを確認した。ついては、職員へ未払となっている金額をあらためて精査し、本市に報告すること。 ③業務管理体制について、法令遵守責任者を選任し、幼保総合支援室に届け出ること。 ④本部拠点区分の貸借対照表に計上されている預金残高が確認できず、計算書類が真実性の原則に基づき作成されたものであるか確認できないことから、法人が有する全ての預金口座に係る残高証明書(令和3年3月31日時点)を提出すること。 ⑤小口現金取扱者が小口現金を自宅等へ持ち帰る取扱いについては早急に改め、園内で保管すること(給食小口現金)。 ⑥貴園の事務処理ミスにより発生した、平成29年5月以降の保護者負担金未回収分(貸借対照表に確定保護者未収金として計上されているもの)の債権管理が正確に行われていないことを確認した。ついては、当該未回収分について、内訳・金額を精査し、別紙様式により本市に報告すること。 ⑦自動車及びスチームコンベクションオープンに係るリース契約関係書類が確認できなかったため、契約書等の関係書類を本市に提出すること。	令和3年11月5日	①改善済 ②改善予定 ③改善済 ④改善済 ⑤改善予定 ⑥未改善 ⑦改善済
大宮保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名、非常勤保育補助者1名を追記)。 ②保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和3年7月30日	①改善済 ②改善済
上賀茂こども園 ((福) 上賀茂福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和3年9月9日	—
上総幼稚園 ((福) 上総福祉会)	①令和元年8月付けで理事長個人との間で借入金に係る契約が締結されているが、以下のとおり当該契約の内容と異なる取扱いとなっている現状を確認した。これに伴い、貴法人が負担する理事長個人への支払利息が契約内容よりも増大していることから、契約の内容をあらためて確認し、適切に借入金と利息を管理すること。 ・契約書上は「毎月5万円ずつ(年間60万円)返済する」となっているが、実際は年度末に60万円を一括で返済している。 ・契約では「利息は年1%で、毎年6月末までに前年度の利息を支払う」とされており、単利であるはずであるにもかかわらず、当該利息が実際には支払われておらず借入金元金に組み込まれ、複利となっている。 ②上総幼稚園拠点区分における資金収支計算書(第1号第4様式)と事業活動計算書(第2号第4様式)との間で、本来は金額が一致すべきであるにもかかわらず、異なる金額が計上されている勘定科目があることを確認した。これは、経理処理の誤りであることから、計算書類の作成に当たっては適切な勘定科目に計上すること(給食費支出と給食費、利用者等外給食費支出と利用者等外給食費、租税公課支出と租税公課、受取利息配当金収入と受取利息配当金収益)。	令和4年1月19日	①改善済 ②改善済

衣笠幼稚園 ((学) 大五洋)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(産育休中の職員5名を追加)。 ②保護者から徴収できる「実費徴収」は食材料・行事等について実際に要した費用を徴収できるものであり、「上乗せ徴収」は特定教育・保育の質の向上を図るうえで特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と、特定教育・保育基準額(公定価格)との差額に相当する金額の範囲内で設定する額を保護者から徴収できるものである。については、保護者負担金のうち、教育・保育環境推進維持費の金額が令和3年度から変更されているが、当該費用の設定金額に係る積算根拠を報告すること。	令和3年12月8日	①改善済 ②改善済
京都市楽只保育所 (京都市)	文書による指摘事項はありません。	令和4年3月4日	—
さつき保育園 ((福) 京都さつき会)	①日本スポーツ振興センターの災害共済給付に係る事務において、不適切な点が認められたため、以下のとおり是正すること。 ・共済掛金に係る保護者負担については、掛金(免責の特約を付す場合、特約に係る掛金(15円)は全額事業所負担となるため除く。)の6～9割の範囲内(要保護世帯に属する児童に係る掛金を除く。)としなければならないにもかかわらず、過大に徴収していることを確認した。については、過大に徴収した金額を保護者へ返金すること。 ・共済掛金に係る保護者負担額について、運営規程及び重要事項説明書の記載を改めるとともに、変更届を幼保総合支援室へ提出すること。	令和3年10月27日	①改善済
白い鳩保育園 ((福) 保健福祉の会)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和3年8月25日	①改善済
待鳳保育園 ((福) 鳳福祉会)	①副食費徴収免除対象者(1名)から副食費相当額を徴収していたことを確認した。については、令和2年4月まで遡って同様の事例がないか点検したうえで、誤って徴収した副食費については免除対象者に返還すること。	令和4年1月6日	①改善済
大徳寺保育園 ((宗) 玉林院)	①公定価格の加算や職員加配に係る助成に必要な職員を配置すること(11月、12月ともに△0.2人)。 ②保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。 ③副食費徴収免除対象者(1名)から副食費相当額を徴収していたことを確認した。については、令和2年4月まで遡って同様の事例がないか点検したうえで、誤って徴収した副食費については免除対象者に返還すること。	令和3年12月1日	①改善済 ②改善済 ③改善済
たかがみねこども園 ((福) 鷹ヶ峯友遊福祉会)	①公定価格の加算や職員加配に係る助成に必要な職員を配置できていなかった期間については、加算の取下げ等の手続きを行うこと(10月、11月ともに△1.5人)。	令和3年11月24日	①改善済
たかつかさ保育園 ((福) 京都保育センター)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。 ②副食費徴収免除対象者(1名)から副食費相当額を誤って徴収していたことを確認した。については、令和2年4月まで遡って同様の事例がないか点検したうえで、誤って徴収した副食費については免除対象者に返還すること。	令和3年12月10日	①改善済 ②改善済
のぞみ保育園 ((福) 京都ルーテル会)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和4年1月5日	①改善済
柊野保育園 ((福) 柊野保育園)	文書による指摘事項はありません。	令和3年11月16日	—
妙秀こども園 ((福) 妙秀福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和3年7月19日	—
みょうりんえん ((福) 妙林苑)	文書による指摘事項はありません。	令和3年12月9日	—

紫野保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	文書による指摘事項はありません。	令和3年7月13日	—
洛北幼児園 ((福) 洛北わらべ会)	文書による指摘事項はありません。	令和3年11月2日	—
洛陽保育園 ((福) 洛陽福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名を削除)。 ②保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和4年2月17日	①改善済 ②改善済

【上京区】

上京陵和園 ((福) 仁和波福祉会)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること(平日早朝)。	令和4年1月25日	①改善済
北野保育園 ((福) 京都社会事業財団)	文書による指摘事項はありません。	令和3年9月22日	—
京都市上京保育所 ((宗) 超勝院)	文書による指摘事項はありません。	令和3年9月17日	—
京都市鶴山保育所 (京都市)	文書による指摘事項はありません。	令和4年3月4日	—
京都YWCAあじさい保育園 ((公財) 京都YWCA)	文書による指摘事項はありません。	令和3年10月20日	—
こぐま白雲北保育園 ((福) 熊千代会)	文書による指摘事項はありません。	令和4年3月7日	—
信愛保育園 ((福) 信愛保育園)	文書による指摘事項はありません。	令和4年3月22日	—
心月保育園 ((福) 衆善会)	文書による指摘事項はありません。	令和3年9月15日	—
せいしん幼児園 ((福) 正親福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和3年11月26日	—
第二せいしん幼児園 ((福) 正親福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和3年11月26日	—
中立保育園 ((福) 花立かがやき会)	文書による指摘事項はありません。	令和3年10月11日	—
西陣和楽園 ((福) 西陣和楽園)	①栄養管理加算の要件を満たしていないにもかかわらず、当加算を算定している月があることを確認した。については加算の取下げの手続きを行い、要件を満たさなかった月について給付費を返還すること。	令和3年9月3日	①改善済

京都わかば園 ((福) わかば園)	文書による指摘事項はありません。	令和3年10月13日	—
第二わかば園 ((福) わかば園)	①公定価格の加算や職員加配に係る助成に必要な職員を配置すること(9月△0.4人、10月△0.2人)。	令和3年10月13日	①改善済

【左京区】

葵保育園 ((福) 友尚福祉会)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和4年1月28日	①改善済
あおぞら保育園 ((福) 青空会)	①職員の基準定数を遵守し、早急に必要な保育士を配置すること。	令和4年1月13日	①改善済
朱い実保育園 ((福) 樹々福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和3年12月21日	—
一乗寺保育園 ((福) きらら福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育補助1名、非常勤事務員1名追記)。	令和3年7月30日	①改善済
市原野保育園 ((福) 幸の会)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和3年12月23日	①改善済
認定こども園京都きらら幼稚園 ((学) 雲母学園)	文書による指摘事項はありません。	令和4年2月24日	—
岩倉こひつじ保育園 ((福) 恵会)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。 ②令和2年度計算書類に以下のとおり誤りがあるため、令和3年度会計において修正処理を行うこと。 ・当期活動増減差額が、法人単位事業活動計算書(第2号第1様式)と法人単位貸借対照表(第3号第1様式)とで一致しないことから、原因を特定の上で修正すること。 ・貸借対照表における流動資産と流動負債(経常的な取引以外の取引によって生じた債務のうち貸借対照表日の翌日から起算して1年以内に支払の期限が到来するものとして固定負債から振り替えられた流動負債を除く)の差額が資金収支計算書における当期末支払資金残高と一致しないことから、原因を特定の上で修正すること。 ・財産目録に計上されている負債(1年以内返済予定設備資金借入金、設備資金借入金)の額が誤っているため、正しく作成すること。 ③令和2年度計算書類のうち、法人単位事業活動計算書(第2号第1様式)における前期末繰越活動増減差額が、令和元年度計算書類における当期末繰越活動増減差額と相違しており、決算の連続性が損なわれている。については、適切に計算書類を作成すること。	令和4年1月6日	①改善済 ②改善予定 ③改善予定
岡崎幼児園 ((福) 平安徳義会)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和3年9月30日	①改善済
風の子保育園 ((福) 樹々福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和3年12月22日	—
北白川いずみ保育園 ((福) パプテストめぐみ会)	文書による指摘事項はありません。	令和3年8月4日	—

修学院保育園 ((福) 岩屋福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名及び看護師1名を削除)。 ②予定価格が1,000万円を超える工事については、契約先の選定に当たり、原則として競争入札を実施すること(1件の工事を意図的に複数契約に分割しないこと(遊戯室改修工事9,700,000円、同追加工事7,920,000円、同別途工事4,290,000円)。)	令和3年9月15日	①改善済 ②改善予定
京都市養正保育所 (京都市)	文書による指摘事項はありません。	令和4年3月8日	—
京都たからこども園 ((福) 金嶺会)	①保育施設職員配置状況確認書の教育補助者記載欄に要件を満たしていない職員が記載されているため、削除すること。また、これに伴い、公定価格の加算や職員加配に係る助成要件を満たすために必要な職員が充足できていないこととなるため、適切に職員を配置すること。	令和3年12月2日	①改善済
錦林保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名を追記)。 ②副食費徴収免除対象者(1名)から副食費相当額を徴収していたことを確認した。については、令和2年4月まで遡って同様の事例がないか点検したうえで、誤って徴収した副食費については免除対象者に返還すること。	令和4年2月2日	①改善済 ②改善済
鞍馬山保育園 ((福) 鞍馬山正香苑)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること(18:00～18:30)。 ②令和2年4月以降に係る栄養管理加算の算定区分が「配置」となっているが、「兼務」に係る要件しか満たしていないことを確認した。については、加算の要件を満たしていない期間については加算変更届を提出するとともに、誤って請求した委託費を返還すること。	令和3年8月6日	①未改善 ②改善済
認可保育園 こども芸術大学 (学) 瓜生山学園)	文書による指摘事項はありません。	令和3年10月28日	—
子どものその保育園 ((福) 光有福祉会)	①保育施設職員配置状況確認書の保育士職員記載欄に保育士登録されていない職員が記載されているため、削除すること。また、これに伴い、公定価格の加算や職員加配に係る助成要件を満たすために必要な職員が充足できていないこととなるため、当該必要な職員を配置できていなかった期間について、加算の取下げ等の手続きを行うこと(1月、2月ともに△0.6人)。	令和4年2月9日	①改善済
保育所型認定こども園下鴨夢 ((福) 夢工房)	文書による指摘事項はありません。	令和3年12月15日	—
聖護院保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	文書による指摘事項はありません。	令和3年8月6日	—
聖水保育園 ((福) 本願寺社会福祉事業センター)	①栄養管理加算の算定区分が「配置」となっているが、「兼務」に係る要件しか満たしていないことを確認した。については、「配置」の加算要件を満たしていない期間については加算変更届を提出するとともに、誤って請求した委託費を返還すること。	令和3年11月15日	①改善済
セヴァ子ども学園 ((福) セヴァ福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(常勤運転手1名を追記)。 ②令和2年度の処遇改善等加算Ⅱによる賃金の改善に当たっては、月額4万円の賃金改善を行う職員を最低1人設けなければならないところ、設定されていないことが確認された。については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて」(令和2年7月30日府子本第761号、2文科初第643号、子発0730第2号(内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長連名通知))に則った配分を行うこと。	令和3年9月28日	①改善済 ②改善済

セヴァーノーチェ学園 ((福) セヴァ福祉会)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。 ②園長が園長業務に専従していなかった期間については、施設長未設置減算の要件に該当するため、どの時点から専従していない状態となっていたか報告すること。併せて、専従できていなかった期間について、幼保総合支援室に「公定価格加算算定・減算調整届総括表」により当該減算に係る届出を行うこと。 ③令和2年度の処遇改善等加算Ⅱによる賃金の改善に当たっては、月額4万円の賃金改善を行う職員を最低1人設けなければならないところ、設定されていないことが確認された。については、「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて」(令和2年7月30日府子本第761号、2文科初第643号、子発0730第2号(内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長連名通知))に則った配分を行うこと。	令和3年9月28日	①改善予定 ②改善済 ③改善済
高野保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	文書による指摘事項はありません。	令和3年8月18日	—
高野川保育園 ((福) 桜花学園)	文書による指摘事項はありません。	令和4年2月16日	—
だん王保育園 ((福) だん王子供の家)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(育休中常勤保育士1名を追記)。 ②副食費徴収免除対象者(2名)から誤って副食費を徴収されていたことを確認した。については、令和2年4月まで遡り、誤って徴収した副食費については免除対象者に返還すること。	令和3年9月24日	①改善済 ②改善済
だん王夜間保育園 ((福) だん王子供の家)	文書による指摘事項はありません。	令和3年9月24日	—
ひまわり保育園 ((福) ひまわり保育園)	①業務管理体制について、法令遵守責任者を選任し、幼保総合支援室に届け出ること。	令和4年3月3日	①改善済
百萬遍保育園 ((福) 百萬遍ともいき会)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和3年11月18日	①改善済
京都ふうりん保育園 ((福) 金嶺会)	文書による指摘事項はありません。	令和4年1月25日	—
ペスタロッチ保育園 ((宗) 日本基督教団錦林教会)	文書による指摘事項はありません。	令和4年1月26日	—
松ヶ崎こども園 ((福) 涌泉会)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和3年9月29日	①改善済
村松保育園 ((福) 平松の会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(派遣保育士1名を追記)。 ②副食費徴収免除対象者(1名)から副食費相当額を徴収していたことを確認した。については、令和2年4月まで遡って同様の事例がないか点検したうえで、誤って徴収した副食費については免除対象者に返還すること。	令和3年11月22日	①改善済 ②改善済
メグミ幼児園 ((宗) 日本福音ルーテル京都教会)	①経費支出に当たっては、会計伝票に会計責任者の承認印又は承認のサインを得ること。	令和3年11月25日	①改善済
八瀬保育園 (八瀬保育園評議会)	①法人単位(※)資金収支計算書、法人単位事業活動計算書、法人単位貸借対照表及び保育園拠点区分貸借対照表を作成すること。 ※貴団体では、評議会全体を表すもの。	令和3年9月1日	①改善済

吉田山保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	①副食費徴収免除対象者(1名)から副食費相当額を徴収していたことを確認した。ついては、令和2年4月まで遡って同様の事例がないか点検したうえで、誤って徴収した副食費については免除対象者に返還すること。	令和3年12月9日	①改善済
認定こども園 ふたば幼稚園 ((学) 二葉学園)	①労働者名簿を作成し、保存すること。	令和3年8月19日	①改善済

【中京区】

円町まぶね隣保育園 ((福) 日本コイノニア福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和3年11月17日	—
カトリック聖母保育園 ((福) カトリック京都司教区カリタス会)	文書による指摘事項はありません。	令和3年10月1日	—
おいけあした保育園 ((福) 西京極保育福祉会)	①副食費徴収免除対象者(1名)から副食費相当額を徴収していたことを確認した。ついては、令和2年4月まで遡って同様の事例がないか点検したうえで、誤って徴収した副食費については免除対象者に返還すること。	令和3年10月26日	①改善済
京都市聚楽保育所 (京都市)	文書による指摘事項はありません。	令和4年3月9日	—
京都市壬生保育所 (京都市)	文書による指摘事項はありません。	令和4年3月24日	—
こぐま保育園 (福) 熊千代会)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和4年2月22日	①改善済
朱一保育園 ((福) たんぽぽ福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和3年12月17日	—
朱七保育所 ((福) 桧葉福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(常勤保育士1名の二重記載を修正、非常勤調理員1名を追記)。	令和4年11月10日	①改善済
月かげ保育園 ((宗) 竹林寺)	文書による指摘事項はありません。	令和4年1月26日	—
月かげみどり保育園 ((宗) 竹林寺)	文書による指摘事項はありません。	令和4年2月4日	—
中京みぎわ園 ((福) 美樹和会)	文書による指摘事項はありません。	令和3年11月18日	—
二条保育園 ((福) 京都社会事業財団)	①日本スポーツ振興センターの災害共済給付に係る事務において、不適切な点が認められたため、以下のとおり是正すること。 ・共済掛金に係る保護者負担については、掛金(免責の特約を付す場合、特約に係る掛金(15円)は全額事業所負担となるため除く。)の6～9割の範囲内(要保護世帯に属する児童に係る掛金を除く。)としなければならないにもかかわらず、過大に徴収していることを確認した。ついては、過大に徴収した金額を保護者へ返金すること。 ・共済掛金に係る保護者負担額について、運営規程及び重要事項説明書に明記するとともに、変更届を幼保総合支援室へ提出すること。	令和4年3月16日	①改善済

壬生寺保育園 ((宗) 壬生寺)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(常勤保育士1名(育休中)を追記)。	令和3年11月15日	①改善済
もりの詩保育園 ((福) 南山城学園)	文書による指摘事項はありません。	令和4年1月7日	—
洛西保育園 ((福) 保健福祉の会)	文書による指摘事項はありません。	令和3年11月19日	—
六満こども園 ((福) 六満学園)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育教諭1名を追記)。		①改善済
六満こどもの家 ((福) 六満学園)	文書による指摘事項はありません。	令和3年12月21日	—
YMCA三条保育園 ((公財) 京都YMCA)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名を削除)。 ②職員の基準定数を遵守し、早急に必要な保育士を配置すること。また、公定価格の加算や職員加配に係る助成に必要な職員を配置できていなかった期間について、加算の取下げ等の手続きを行うこと(11月△2.03人)。 ③保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること(分園)。	令和3年12月15日	①改善済 ②改善済 ③改善済
御所の杜ほいくえん ((福) あだち福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士2名追記)。	令和3年10月22日	①改善済

【東山区】

愛友保育園 ((福) 愛友会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤調理師1名を追加)。 ②保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和4年2月15日	①改善済 ②改善済
永興こども園 ((福) 永興福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤調理員1名、派遣運転手1名を追記、常勤保育教諭1名、非常勤保育士1名を削除)。 ②日本スポーツ振興センターの災害共済給付に係る事務において、不適切な点が認められたため、以下のとおり是正すること。 ・共済掛金に係る保護者負担については、掛金(免責の特約を付す場合、特約に係る掛金(15円)は全額事業所負担となるため除く。)の6～9割の範囲内(要保護世帯に属する児童に係る掛金を除く。)としなければならないにもかかわらず、過大に徴収していることを確認した。については、過大に徴収した金額を保護者へ返金すること。 ・共済掛金に係る保護者負担額について、運営規程及び重要事項説明書に明記するとともに、変更届を幼保総合支援室へ提出すること。	令和3年11月11日	①改善済 ②改善済
京都市三条保育所 (京都市)	文書による指摘事項はありません。	令和4年3月9日	—
認定こども園 小松谷保育園 ((福) 小松谷福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(常勤保育士1名を追記、常勤保育補助員1名を削除)。 ②公定価格の加算や職員加配に係る助成に必要な職員を配置できていなかった期間については、加算の取下げ等の手続きを行うこと(園長が非専任であることも含め、11月、12月ともに△1.2人)。	令和3年12月21日	①改善済 ②改善予定

昭和保育園 ((福) 京都社会事業財団)	文書による指摘事項はありません。	令和3年8月3日	—
しんかくじこども園 ((宗) 真覚寺)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。 ②処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(病休常勤保育士1名を削除)。	令和4年2月1日	①改善済 ②改善済
善立寺保育園 ((福) 善立寺保育園)	①公定価格の加算や職員加配に係る助成に必要な職員を配置できていなかった期間については、加算の取下げ等の手続きを行うこと(2、3月ともに△1.9人)。 ②処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士2名、派遣保育士2名を追記)。 ③保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。 ④栄養管理加算について、令和2年度を通じて「配置」に係る区分で算定されているが、「兼務」の要件しか満たしていなかったことを確認した。については加算算定区分の変更手続きを行うとともに、誤って請求した委託費について返還すること。 ⑤理事長による立替払を改めること。 なお、やむを得ず理事長から借入れを行う場合には、理事会において借入れに係る決議を行ったうえで金銭消費貸借契約書を作成し、法人名義の口座に入金すること。	令和4年3月2日	①未改善 ②未改善 ③未改善 ④未改善 ⑤未改善
光保育園 ((宗) 正伝永源院)	文書による指摘事項はありません。	令和4年2月17日	—

【山科区】

安朱保育園 ((福) 光寿福祉会)	①心肺蘇生等の救急講習を基に、事故や緊急事態を想定した救命実地訓練(溺水、窒息、SIDS、食物アレルギー、頭部打撲等)を年1回以上行い、実施記録(実施日、内容、参加者の気づきと感想、マニュアルへの反映等)を作成すること。 ②令和2年度決算報告書に以下の誤りがあるため、原因を確認のうえ、令和3年度会計処理にて修正処理を行うこと。 ・社会福祉事業区分資金収支内訳表(第一号第三様式)において、拠点区分間繰入金支出の合計額と、拠点区分間繰入金収入の合計額が一致していない。 ・事業活動計算書と附属明細書(基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書)において、固定資産売却損・処分損の金額が不一致となっている(このため、器具及び備品についても、貸借対照表計上額と附属明細書の期末帳簿価額の間で相違が生じている)。 ・貸借対照表に計上されている預金額が誤っている(200円計上漏れ)。	令和3年9月3日	①改善済 ②改善済
岩屋こども園アカンパニ ((福) 岩屋福祉会)	①日本スポーツ振興センターの災害共済給付に係る事務において、不適切な点が認められたため、以下のとおり是正すること。 ・共済掛金に係る保護者負担については、掛金(免責の特約を付す場合、特約に係る掛金(15円)は全額事業所負担となるため除く。)の6～9割の範囲内(要保護世帯に属する児童に係る掛金を除く。)としなければならないにもかかわらず、過大に徴収していることを確認した。については、過大に徴収した金額を保護者へ返金すること。 ・共済掛金に係る保護者負担額について、運営規程及び重要事項説明書の記載を改めるとともに、変更届を幼保総合支援室へ提出すること。	令和3年10月27日	①改善済
永興小金塚こども園 ((福) 永興福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育教諭1名を追記)。	令和3年10月15日	①改善済
おおやけこども園 ((福) 大宅福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(常勤保育士1名を追記)。	令和3年10月12日	①改善済
勸修保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤調理師1名を追記)。	令和3年8月26日	①改善済
京都市鏡山保育所 (京都市)	文書による指摘事項はありません。	令和4年3月10日	—
こばとこども園 ((福) 曙会)	文書による指摘事項はありません。	令和3年9月10日	—
こばと夜間保育園 ((福) 曙会)	文書による指摘事項はありません。	令和3年9月10日	—

西念寺こども園 ((福) 紫雲会)	①公定価格の加算や職員加配に係る助成に必要な職員を配置できていなかった期間については、加算の取下げ等の手続きを行うこと。 ②保育標準時間認定の子どもについては、園が設定している標準的な開園時間(11時間)を超えた利用となった場合にのみ時間外保育利用料の徴収が可能であるが、貴園が設定した標準的な開園時間の範囲内であるにもかかわらず、保護者との間で取り決めた個別決定時間からお迎えが遅れたことのみをもって徴収している事例が確認された。 については、現行の取扱いを改め、運営規程及び重要事項説明書別表2(1)の記載を削除すること。また、誤って徴収した時間外保育利用料については、対象者に返還すること。 ③日本スポーツ振興センターの災害共済給付に係る事務において、不適切な点が認められたため、以下のとおり是正すること。 ・共済掛金に係る保護者負担については、掛金(免責の特約を付す場合、特約に係る掛金(15円)は全額事務所負担となるため除く。)の6～9割の範囲内(要保護世帯に属する児童を除く。)としなければならないにもかかわらず、過大に徴収している事例を確認した(令和2年度入園児童に対して375円徴収)。については、過大に徴収した金額を保護者へ返金すること。 ・共済掛金に係る保護者負担額について、運営規程及び重要事項説明書に明記するとともに、変更届を幼保総合支援室へ提出すること。	令和4年3月3日	①改善済 ②改善済 ③改善予定
さくら保育園 ((福) 常盤福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和3年11月1日	—
山階保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	文書による指摘事項はありません。	令和4年3月2日	—
なかとみこども園 ((福) 山科しろとり会)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育教諭を常時配置すること。	令和4年2月4日	①改善済
柳辻こども園 ((福) 柳辻福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和4年3月15日	—
西野山保育園 ((福) わかくさ福祉会)	①副食費徴収免除対象者(3名)から副食費相当額を徴収していたことを確認した。については、令和2年4月まで遡って同様の事例がないか点検したうえで、誤って徴収した副食費については免除対象者に返還すること。 ②資金収支計算書の当期末支払資金残高は、当該年度の委託費収入の30%以下とすること(令和2年度決算:30.8%)。	令和4年1月21日	①改善済 ②改善予定
東野こども園 ((福) 白龍福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育教諭1名を削除)。	令和4年2月18日	①改善済
まんいんじこども園 ((福) 慈光会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤調理士1名を追記)。 ②保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和3年12月24日	①改善済 ②改善済
ももの木学園 ((福) 京峰福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和4年1月19日	—
山科保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	文書による指摘事項はありません。	令和3年8月31日	—
陵ヶ岡こども園 ((福) 鏡陵福祉会)	①公定価格の加算や職員加配に係る助成に必要な職員を配置できていなかった期間については、加算の取下げ等の手続きを行うこと。 ②処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤職員2名を追記)。	令和3年11月5日	①改善済 ②改善済

若林保育園 ((福) 若林福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和4年3月1日	—
----------------------	------------------	----------	---

【下京区】

池坊保育園 ((福) むろまち会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(常勤保育士2名を追記)。	令和4年3月1日	①改善済
永興開智こども園 ((福) 永興福祉会)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育教諭を常時配置すること。	令和4年1月14日	①改善済
大谷保育園 ((福) 大谷すみれ会)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。 ②令和2年度決算書と令和元年度決算書の間で以下のとおり決算の連続性が損なわれている。前年度の財務諸表について修正すべき項目があった場合は、前期の数値を修正するのではなく、当期に修正仕訳を行うこと。 ・資金収支計算書:令和2年度の前期末支払資金残高と令和元年度の当期末支払資金残高が不一致 ・事業活動計算書:令和2年度の前期末繰越活動増減差額と令和元年度の次期繰越活動増減差額が不一致 ・令和3年3月31日付け貸借対照表の現金預金における前年度末の数値が、令和2年3月31日時点の貸借対照表の数値と相違	令和4年2月7日	①改善済 ②改善済
大谷園林保育園 ((福) 大谷感恩会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名を追記)。 ②副食費徴収免除対象者(2名)から副食費相当額を徴収していたことを確認した。ついては、令和2年4月まで遡って同様の事例がないか点検したうえで、誤って徴収した副食費については免除対象者に返還すること。	令和3年12月24日	①改善済 ②改善済
きらきら保育園 ((福) きらきら福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和4年1月12日	—
光林保育園 ((福) 慶照福祉会)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和3年10月26日	①改善済
五条愛児園 ((福) ナザレ会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(派遣保育士1名を追記、非常勤保育士1名を削除)。	令和3年9月1日	①改善済
下京ひかり保育園 ((福) 下京ひかり保育園・児童館)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和3年10月4日	①未改善
たかせ保育園 ((宗) 即現寺)	文書による指摘事項はありません。	令和3年10月6日	—
たちばな保育園 ((福) 立正妙寿会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士2名、派遣保育士1名を追加)。	令和4年3月4日	①改善済
知真保育園 ((福) 乗誓福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和3年9月9日	—
西大路保育園 ((福) 浄正寺福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和3年8月27日	—

西七条保育園 ((福) 名倉みどり会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育補助員1名を追記)。	令和4年1月21日	①改善済
稚松保育園 ((福) 錦会)	文書による指摘事項はありません。	令和3年12月7日	—

【南区】

青い空保育園 ((福) 保健福祉の会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(常勤保育士1名を追記)。	令和3年12月22日	①改善済
あらぐさ保育園 ((福) 保健福祉の会)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和3年11月4日	①改善済
詩音つばさ保育園 ((福) 博光福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和3年10月27日	—
永興くじょう保育園 ((福) 永興福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(常勤保育士1名を追記)。	令和4年1月18日	①改善済
上久世保育園 ((福) 上久世福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和3年11月19日	—
上鳥羽保育園 ((福) 上鳥羽福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和4年1月5日	—
唐橋保育園 ((宗) 天理教姫京分教会)	①職員の基準定数を遵守し、早急に必要な保育士を充足すること(△1.067人)。 ②処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤調理師1名追記)。 ③保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。 ④本部サービス区分に計上されている現金(344,000円)について、実態が確認できなかった。については、当該金額を本部サービス区分に入金すること。	令和3年10月14日	①改善済 ②改善済 ③改善済 ④改善済
吉祥院こども園 ((福) ののはな会)	文書による指摘事項はありません。	令和3年12月15日	—
希望の家カトリック保育園 ((福) カトリック京都司教区カリタス会)	文書による指摘事項はありません。	令和3年12月9日	—
共栄保育園 ((福) 優応会)	①保育を提供する時間帯においては、常時2名以上の保育士を配置することが原則であるが、京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例附則第3項の規定による特例措置を適用し、保育所に置くべき保育士の数が算定上1人となる時間帯において、保育士1名に加え補助職員を配置する場合は、当該補助職員は子育て支援員研修(地域保育コース)修了者とする。また、当該特例措置の適用に当たっては、あらかじめ幼保総合支援室に届出を行うこと。	令和4年1月12日	①改善済
京都市久世保育所 (京都市)	文書による指摘事項はありません。	令和4年3月11日	—

京都市南保育所 (京都市)	文書による指摘事項はありません。	令和4年3月15日	—
久世築山保育園 ((福) 築山福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤派遣保育士1名追記、病休中の常勤栄養士1名削除)。 ②保護者負担金が適切に収入計上されているか疑義があるため、令和元年度及び令和2年度における収入状況について、再度点検したうえで結果を報告すること。併せて、適切に現金管理ができるよう対策を講じたうえで、対策内容についても報告すること。 ③副食費徴収免除対象者(1名)から誤って副食費を徴収している事例が確認された。ついては、同様の誤りがないか令和2年4月まで遡って点検し、誤って徴収した副食費については免除対象者に返還すること。 ④園長による立替払(クレジット、QRコード決済を含む。)を改めること。 ⑤立替金、未払金、仮受金及びその他流動負債の一部に内容の不明なものがあるため、内訳を精査すること。	令和3年8月18日	①改善済 ②改善予定 ③改善済 ④改善予定 ⑤改善予定
くげにし保育園 ((福) 久世西福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(常勤保育士1名、常勤調理員1名、非常勤保育士1名、非常勤調理員1名を削除、常勤保育士1名を追加)。 ②公定価格の加算や職員加配に係る助成に必要な職員を配置すること。 ③副食費徴収免除対象者については、土曜日に係る副食費(1日260円)についても徴収しないよう改めること。 なお、令和2年4月まで遡り、誤って徴収した副食費については免除対象者に返還すること。 ④私的契約児に係る保育料収益が入金されている通帳が簿外となっていることを確認した。ついては、当該保育料についてはくげにし保育園拠点区分に適切に収入計上するとともに、当該通帳についても貸借対照表に資産計上すること。 ⑤保護者負担金台帳における収入額と、実際の入金額が異なっている事例が確認された。ついては、収入確認を適切に行うこと。 ⑥職員から任意で徴収している積立金(1,344,000円)が法人の決算書に計上されているにも関わらず、社会福祉法人久世西福祉会名義の口座で保管されておらず、不適切な管理となっている。ついては、法人名義の口座で管理するとともに、収支を適切に記帳すること。	令和3年10月13日	①改善済 ②改善予定 ③改善済 ④改善済 ⑤改善予定 ⑥改善済
久世南保育園 ((福) 久世南福祉会)	①副食費徴収免除対象者(2名)から副食費相当額を徴収していたことを確認した。ついては、令和2年4月まで遡って同様の事例がないか点検したうえで、誤って徴収した副食費については免除対象者に返還すること。	令和3年10月6日	①改善予定
琴音つばさ保育園 ((福) 博光福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和4年1月7日	—
こども園いしはら ((福) ゆうあい会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名及び派遣保育士1名を追記)。	令和3年10月4日	①改善済

祥南保育園 ((福) あゆみ会)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。 ②本部拠点区分における取引があるにもかかわらず、主要簿(仕訳日記帳・総勘定元帳)には令和2年5月4日までしか記帳がなく、これが原因で令和3年3月31日時点の補助簿(現金出納帳)における現金残高と、令和2年度計算書類における現金残高が相違している状態となっている。 ついては、日々の取引を正確に記帳すること。 ③以下のとおり使途不明金が確認された。 ついては、当該事案の原因と責任者を明確にするとともに、このような事案が今後発生しないよう、法人として再発防止策を講じたうえで、当該防止策を本市に報告すること。 ・令和3年3月23日付けで預金口座から出金されている100,000円については、総勘定元帳においては小口現金に補充されたことになっているが、小口現金取扱者が記帳している小口現金出納帳には入金記録がなく、また小口現金取扱者も当該現金を受領していないと証言している(これにより、令和3年3月31日時点の小口現金出納帳残高と、令和2年度計算書類における現金残高が相違した状態となっている。) ・本部拠点区分における現金出納帳において、手許現金残高と帳簿残高が一致しないことを調整するため、雑費として35,904円が計上されていた。 ・令和2年3月31日付けの当座預金残高調整表によると、平成31年4月1日以前に振り出した小切手のうち、617,436円分は使途、取引業者が把握できない状態となっていた。 ④監査日時点における小口現金出納帳残高と、手許現金残高が一致しなかった。 貴法人の経理規程によると、毎日の現金出納終了後、両者の照合を行うとなっているにもかかわらず、確認が月1回程度となっていたことが一因である。ついては、経理規程に従い毎日、帳簿残高と手許現金残高の照合確認を行うこと。 ⑤副食費徴収免除対象者(1名)から副食費相当額を徴収していたことを確認した。ついては、令和2年4月まで遡って同様の事例がないか点検したうえで、誤って徴収した副食費については免除対象者に返還すること。 ⑥保育標準時間認定の子どもについては、園が設定している標準的な開園時間(11時間)を超えた利用となった場合にのみ時間外保育料の徴収が可能であるが、貴園が設定した標準的な開園時間の範囲内であるにもかかわらず、保護者との間で取り決めた個別決定時間からお迎えが遅れたことのみをもって徴収している事例が確認された。 ついては、誤って徴収した時間外保育料については、対象者に返還すること。	令和3年12月16日	①改善済 ②改善済 ③改善済 ④改善済 ⑤改善済 ⑥改善済
祥豊保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	文書による指摘事項はありません。	令和3年8月17日	—
随林寺保育園 ((宗) 随林寺)	①保育施設職員配置状況確認書の保育士職員計上欄に保育士登録がされていない職員及びつどの広場の担当職員が計上されているため、削除すること。また、これに伴い、公定価格の加算や職員加配に係る助成要件を満たすために必要な職員が充足できていないこととなるため、適切に職員を配置すること。 ②処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(常勤保育士1名を削除、非常勤保育士1名を追記)。	令和3年9月16日	①改善済 ②改善済
東寺保育園 ((福) 東寺学園)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(常勤保育士1名を追記)。	令和3年11月24日	①改善済
塔南保育園 ((福) 塔南学園)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること(土曜日について7:00から7:30)。	令和3年12月3日	①改善済
東和保育園 ((福) 東和保育園)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。 ②処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(常勤事務員1名を追記、常勤保育士1名(令和2年度末退職)を削除)。	令和3年11月30日	①改善済 ②改善済
殿城保育園 ((福) 久世殿城福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和4年1月11日	—
ひかり保育園 ((福) 南光会)	文書による指摘事項はありません。	令和3年10月21日	—

法光院こども園 ((福) あい未来会)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和3年12月2日	①改善済
松ノ木保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	文書による指摘事項はありません。	令和3年11月12日	—
みのり園 ((福) 優応会)	①保育を提供する時間帯においては、常時2名以上の保育士を配置することが原則であるが、京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例附則第3項の規定による特例措置を適用し、保育所に置くべき保育士の数が算定上1人となる時間帯において、保育士1名に加え補助職員を配置する場合は、当該補助職員は子育て支援員研修(地域保育コース)修了者とする。また、当該特例措置の適用に当たっては、あらかじめ幼保総合支援室に届出を行うこと。	令和4年1月12日	①改善済
村山保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名及び非常勤保育補助2名を追記)。	令和3年11月10日	①改善済
山ノ本こども園 ((福) 大原野児童福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和3年9月29日	—
洛南保育園 ((福) 京都地の塩会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士2名を追記)。 ②保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和3年11月9日	①改善済 ②改善済

【右京区】

うぐいす保育園 ((福) うぐいす会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名を追記)。	令和3年12月17日	①改善済
太秦保育園 ((宗) 西光寺)	文書による指摘事項はありません。	令和3年12月23日	—
うたの里保育園 ((福) 木夢の会)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和3年12月7日	①改善済
梅ノ宮保育園 ((福) 梅ノ宮乳児保育園)	①職員の基準定数を遵守し、早急に必要保育士を配置すること。また、公定価格の加算や職員加配に係る助成に必要な職員を配置できていなかった期間については、加算の取下げ等の手続きを行うこと。 ②園長による小口現金への一部入金(借入による立替)を改めること。	令和4年3月11日	①改善予定 ②改善予定
御室保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	①副食費徴収免除対象者(1名)から副食費相当額を徴収している事例を確認した。については、令和2年4月まで遡り、誤って徴収した副食費については免除対象者に返還すること。	令和3年8月25日	①改善済
京進のほいくえんHOPPA西京極 ((福) こころざし)	文書による指摘事項はありません。	令和3年8月31日	—
京都市周山保育所 (京都市)	文書による指摘事項はありません。	令和4年3月10日	—
京都市ひかり保育所 (京都市)	文書による指摘事項はありません。	令和4年3月8日	—

京都市弓削保育所 (京都市)	文書による指摘事項はありません。	令和4年3月8日	—
向上社保育園 (福) 向上社)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和4年1月5日	①改善済
こども園ゆりかご (福) ゆりかご)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(派遣職員4名を追記)。	令和3年11月8日	①改善済
このしま保育園 (福) このしま保育園)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和4年2月8日	①改善済
西院保育園 (福) すみれ会西院保育園)	文書による指摘事項はありません。	令和4年3月16日	—
嵯峨こぼと保育園 (福) 明照福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和3年8月3日	—
嵯峨野こども園 (福) 梅ノ宮乳児保育園)	①公定価格の加算や職員加配に係る助成に必要な職員を配置できていなかった期間については、加算の取下げ等の手続きを行うこと。 ②処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育補助者2名、非常勤看護師1名を追記)。	令和4年1月27日	①改善済 ②未改善
聖徳保育園 (個人)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤調理補助員1名を削除)。 ②現金徴収した保護者負担金を直接支出に充てないこと(利用者負担金の一部が小口現金として支出に充てられている)。 ③職員による立替払の常態化を改めること(職員2名の個人名義のクレジットカード利用が常態化している)。	令和3年10月29日	①改善済 ②改善予定 ③改善予定
清明保育園 (福) 清明会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名を追記)。	令和4年2月25日	①改善済
川勝寺保育園 (福) 西京極福祉会)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。 ②処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士2名を追記)。 ③副食費徴収免除対象者(1名)から副食費相当額を徴収していたことを確認した。ついては、令和2年4月まで遡って同様の事例がないか点検したうえで、誤って徴収した副食費については免除対象者に返還すること。	令和3年9月22日	①改善済 ②改善済 ③改善済
つわぶき園 (福) つわぶき園)	文書による指摘事項はありません。	令和4年2月4日	—
ときわ保育園 (福) 太秦ときわ福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和4年3月1日	—
双丘保育園 (宗) 法金剛院)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。 ②避難訓練及び消火訓練は、月1回以上実施すること。 ③園長(職員)の立替払を改めること。	令和4年1月25日	①未改善 ②未改善 ③改善済

西京極保育園 ((福) 西京極保育福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育補助職員2名追加)。 ②避難訓練以外にも、消火訓練を月1回以上実施すること。	令和4年3月18日	①改善済 ②改善予定
西本願寺保育園 ((福) 本願寺社会福祉事業センター)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士4名を削除)。 ②副食費徴収免除対象者(1名)から副食費相当額を徴収していたことを確認した。については、令和2年4月まで遡って同様の事例がないか点検したうえで、誤って徴収した副食費については免除対象者に返還すること。	令和3年10月28日	①改善済 ②改善済
蜂ヶ岡保育園 ((福) はちす会)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。 ②副食費徴収免除対象者(1名)から副食費相当額を徴収していたことを確認した。については、令和2年4月まで遡って同様の事例がないか点検したうえで、誤って徴収した副食費については免除対象者に返還すること。	令和4年1月21日	①未改善 ②改善済
蜂ヶ岡けやき保育園 ((福) はちす会)	①公定価格の加算や職員加配に係る助成に必要な職員を配置できていなかった期間については、加算の取下げ等の手続きを行うこと(12月△1.3人、1月△1.2人)。 ②保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和4年1月20日	①改善済 ②改善済
花園保育園 ((福) 光明福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和3年10月19日	—
富士保育園 ((福) 富士園)	①公定価格の加算や職員加配に係る助成に必要な職員を配置できていなかった期間については、加算の取下げ等の手続きを行うこと。 ②保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。 ③会計責任者と小口現金取扱者の兼務を避け、内部牽制体制を確立すること。	令和3年12月1日	①改善済 ②未改善 ③改善予定
富士夜間保育園 ((福) 富士園)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。 ②令和2年度における栄養管理加算の算定区分が「配置」となっているが、「兼務」に係る要件しか満たしていないことを確認した。については、「配置」の加算要件を満たしていない期間については加算変更届を提出するとともに、誤って請求した委託費を返還すること。 ③会計責任者と小口現金取扱者の兼務を避け、内部牽制体制を確立すること。	令和3年12月1日	①未改善 ②改善済 ③改善予定
保育所型照隅認定こども園 ((福) 道心)	文書による指摘事項はありません。	令和3年12月8日	—
認定こども園 まこと幼稚園 ((福) 覚勝福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和4年2月22日	—
みつばち菜の花保育園 ((福) みつばち福祉会)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和4年2月9日	①改善済
妙覚保育園 ((宗) 教西寺)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。 ②業務管理体制について、法令遵守責任者を選任し、所定の様式により幼保総合支援室に届け出ること。 ③副食費徴収免除対象者(1名)から副食費相当額を徴収していたことを確認した。については、令和2年4月まで遡って同様の事例がないか点検したうえで、誤って徴収した副食費については免除対象者に返還すること。	令和4年2月18日	①改善済 ②改善済 ③改善済
安井保育園 ((福) 安井保育園)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(常勤保育士1名を追記、非常勤保育士1名を削除)。	令和1月6日	①改善済

山ノ内保育園 ((福) 京都民生会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(常勤保育士1名を追記)。	令和3年7月21日	①改善済
若竹保育園 ((宗) 曇華院)	①運営規程について、実態に即して修正し、速やかに幼保総合支援室に届け出たうえで、保護者等が見やすい場所に掲示すること。 ②処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名削除)。 ③令和2年度に係る栄養管理加算の算定区分が「配置」となっているが、「兼務」に係る要件しか満たしていなかったことを確認した。ついては、加算の要件を満たしていない期間については加算変更届を提出するとともに、誤って請求した委託費を返還すること。	令和3年10月7日	①改善済 ②改善済 ③改善済

【西京区】

嵐山保育園 ((福) 嵐山福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和4年2月24日	—
牛ヶ瀬保育園 ((福) 牛ヶ瀬福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名を追記)。 ②保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和3年12月23日	①改善済 ②改善済
榎原保育園 ((福) 榎原福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名を追記)。	令和3年11月16日	①改善済
榎原ふじ保育園 ((福) 榎原ふじ福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(常勤保育士1名を追記)。 ②保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和4年2月9日	①改善済 ②改善予定
かつらのみや保育園 ((福) 京都西京福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和3年12月17日	—
かつらのもり保育園 ((学) 川西学園))	①職員の基準定数を遵守し、早急に必要保育士を充足すること(7月△0.4人)。 ②処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(常勤保育士1名を追記)。	令和3年7月27日	①改善済 ②改善済
桂保育園 ((福) 京都基督教福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和3年9月10日	—
桂東こども園 ((福) 桂朝日福祉会)	①日本スポーツ振興センターの災害共済給付に係る事務において、不適切な点が認められたため、以下のとおり是正すること。 ・共済掛金に係る保護者負担については、掛金(免責の特約を付す場合、特約に係る掛金(15円)は全額事業所負担となるため除く。)の6～9割の範囲内(要保護世帯に属する児童に係る掛金を除く。)としなければならないにもかかわらず、過大に徴収していることを確認した。ついては、過大に徴収した金額を保護者へ返金すること。 ・共済掛金に係る保護者負担額について、運営規程及び重要事項説明書の記載を改めるとともに、変更届を幼保総合支援室へ提出すること。 ②現金(園長保管分)について、出納帳等により適切に管理を行うこと。	令和3年12月14日	①改善済 ②改善済

桂ぶどうの木こども園 ((福) 京都基督教福祉会)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育教諭を常時配置すること。	令和4年2月18日	①改善済
川岡保育園 ((福) 知足会)	文書による指摘事項はありません。	令和3年11月12日	—
川島保育園 ((福) 桂・川島児童センター)	文書による指摘事項はありません。	令和3年11月2日	—
京都白百合保育園 ((福) 京都白百合保育園)	①令和元年度相当の未収金に係る学校法人への立替金が精算されていないため、速やかに回収すること。 ②令和元年度相当の未払金(園長立替残929,719円)が精算されていないため、速やかに納入すること。	令和3年7月21日	①改善済 ②改善済
京都にじこども園 ((福) 金嶺会)	①公定価格の加算や職員加配に係る助成に必要な職員を配置すること。 ②処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(常勤保育士1名を追記)。	令和4年1月28日	①改善済 ②改善済
くすのき保育園 ((福) くすのき福祉会)	①令和2年度に取得した固定資産の一部の取得価額が計算書類(貸借対照表・資金収支計算書・事業活動計算書)と附属明細書(基本財産及びその他の固定資産(有形・無形固定資産)の明細書)との間で相違しているため、両者の整合性が取れていない。については、令和3年度会計処理で整合を図るよう修正処理を行うこと。	令和3年7月7日	①改善済
こぐま上野保育園 ((福) 熊千代会)	①公定価格の加算や職員加配に係る助成に必要な保育士が確保できていないため、速やかに充足すること(12月、1月ともに△0.39人)。 ②保育所拠点区分から収益事業への貸付金については、本市に提出した資金計画に基づき、着実に回収すること。	令和4年1月18日	①改善済 ②改善済
西嶺保育園 ((福) 西嶺保育園)	文書による指摘事項はありません。	令和4年1月11日	—
桜の杜つばさ保育園 ((福) 博光福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名を追記、常勤保育士2名及び非常勤保育士1名を削除)。	令和4年2月28日	①改善済
月見ヶ丘こどもの家 ((福) 京都基督教福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和3年7月14日	—
つみき保育園 ((福) つみき福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤事務員1名を追記)。	令和3年8月18日	①改善済
まめのき保育園 ((福) 錦会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(育休中常勤保育士2名を追記)。	令和4年1月27日	①改善済
みつばち保育園 ((福) みつばち福祉会)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。 ②登園児童がいなくてもかわらず土曜日閉所減算が適用されていない日が見受けられた。については令和2年4月まで遡って自主点検のうえ、別添「土曜日閉所減算適用に係る実績報告書」にて点検結果を報告すること。	令和4年3月24日	①改善済 ②改善済
山田保育園 ((宗) 西蓮寺)	文書による指摘事項はありません。	令和4年1月20日	—

【洛西地区】

大原野こども園 ((福) 大原野児童福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名を追記)。	令和3年11月11日	①改善済
---------------------------	---	------------	------

上里竹の子こども園 ((福) 上里福祉会)	①公定価格の加算や職員加配に係る助成に必要な職員を配置できていなかった期間については、加算の取下げ等の手続きを行うこと(令和3年10月、11月ともに△1.86人)。 ②登園児童がいないにもかかわらず土曜日閉所減算が適用されていない日が見受けられた。については令和2年4月まで遡って自主点検のうえ、別添「土曜日閉所減算適用に係る実績報告書」にて点検結果を報告すること。 ③避難訓練及び消火訓練は、月1回以上実施すること。	令和3年11月26日	①改善済 ②改善済 ③未改善
桂坂保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。 ②副食費徴収免除対象者(1名)から副食費相当額を徴収していたことを確認した。については、令和2年4月まで遡って同様の事例がないか点検したうえで、誤って徴収した副食費については免除対象者に返還すること。	令和3年9月30日	①改善済 ②改善済
さふらん保育園 ((福) 聖泉福祉会)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和4年1月14日	①改善済
新林保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	文書による指摘事項はありません。	令和3年11月17日	—
竹の里保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(派遣職員1名追記)。 ②副食費徴収免除対象者については副食費相当額を徴収しないよう改めること。 なお、令和2年4月まで遡り、誤って徴収した副食費については免除対象者に返還すること。	令和3年7月29日	①改善済 ②改善済
東桂坂保育園 ((福) 洛和福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤用務員1名を追記)。 ②保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和3年12月16日	①改善済 ②改善済
福西保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名を追記)。	令和3年12月9日	①改善済

【伏見区】

板橋保育園 ((宗) 大黒寺)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(派遣保育士1名を追記)。 ②経費支出に当たっては、内容の分かる証拠を漏れなく保存すること(大黒寺本堂改修負担金1,200,000円/年)。	令和3年12月10日	①改善済 ②改善済
神川保育園 ((福) 神川保育園)	文書による指摘事項はありません。	令和3年7月16日	—
京都市改進黨育所 (京都市)	文書による指摘事項はありません。	令和4年3月11日	—
こが保育園 ((福) 向伸学園)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(常勤保育士1名を追記)。	令和3年11月10日	①改善済
下鳥羽こども園 ((福) 下鳥羽保育園)	①公定価格の加算や職員加配に係る助成に必要な職員を配置できていなかった期間については、加算の取下げ等の手続きを行うこと(11月△0.6人、12月△0.9人)。	令和3年12月1日	①改善済
城南保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	文書による指摘事項はありません。	令和4年1月13日	—

城南第二保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	文書による指摘事項はありません。	令和3年12月14日	—
白菊こども園 ((福) 白菊福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名を追記)。	令和3年8月17日	①改善済
城之内保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和4年2月25日	①改善済
住吉保育園 ((宗) 受泉寺)	文書による指摘事項はありません。	令和4年1月19日	—
住吉西保育園 ((福) 伏見住吉福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和3年11月11日	—
世光保育園 ((福) 世光福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和3年11月24日	—
第二あけぼの保育園 ((福) 曙福祉会)	①保育に従事する職員が併設のつどいの広場の業務にも従事していることを確認した。保育園の保育に従事する職員については併設施設等との兼務は認められないことから、これを改めること。 ②栄養管理加算の算定区分が「配置」となっているが、「嘱託」に係る要件しか満たしていないことを確認した。ついては、「配置」の加算要件を満たしていない期間については加算変更届を提出するとともに、誤って請求した委託費を返還すること。	令和4年2月1日	①改善予定 ②改善済
たんぼぼ保育園 ((福) 久我の杜福祉会)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和4年2月16日	①改善予定
つぼみ保育園 ((福) 愛敬福祉会)	①日本スポーツ振興センターの災害共済給付に係る事務において、不適切な点が認められたため、以下のとおり是正すること。 ・共済掛金に係る保護者負担については、掛金(免責の特約を付す場合、特約に係る掛金(15円)は全額事業所負担となるため除く。)の6～9割の範囲内(要保護世帯に属する児童に係る掛金を除く。)としなければならないにもかかわらず、過大に徴収していることを確認した。ついては、過大に徴収した金額を保護者へ返金すること。 ・共済掛金に係る保護者負担額について、運営規程及び重要事項説明書に明記するとともに、変更届を幼保総合支援室へ提出すること。	令和4年1月28日	①改善済
桃陵乳児保育園 ((福) イエス団)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。 ②登園児童がいないにもかかわらず土曜日閉所減算が適用されていない日が見受けられた。ついては令和2年4月まで遡って自主点検のうえ、別添「土曜日閉所減算適用に係る実績報告書」にて点検結果を報告すること。 ③日本スポーツ振興センターから災害共済給付(医療費)が園に入金された際、療養に係る加算分(医療費の報酬の1/10)が保護者に支払われていない事例を確認した。保護者が負担すべき治療費を園が立替払いした場合であっても、当該加算分は保護者に支給する必要があることから、これまで未払いとなっている加算額を自主点検したうえで、速やかに対象保護者に支払うこと。	令和3年8月24日	①改善済 ②改善済 ③改善済
桃陵保育園 ((福) イエス団)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。 ②日本スポーツ振興センターから災害共済給付(医療費)が園に入金された際、療養に係る加算分(医療費の報酬の1/10)が保護者に支払われていない事例を確認した。保護者が負担すべき治療費を園が立替払いした場合であっても、当該加算分は保護者に支給する必要があることから、これまで未払いとなっている加算額を自主点検したうえで、速やかに対象保護者に支払うこと。	令和3年8月24日	①改善済 ②改善済

桃嶺保育園 ((宗) 善通寺)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名を追記)。	令和4年3月2日	①改善済
二の丸保育園 ((福) 二の丸保育園)	文書による指摘事項はありません。	令和4年3月3日	—
野の百合保育園 ((福) イエス団)	①日本スポーツ振興センターの災害共済給付に係る事務において、不適切な点が認められたため、以下のとおり是正すること。 ・共済掛金に係る保護者負担については、掛金(免責の特約を付す場合、特約に係る掛金(15円)は全額事業所負担となるため除く。)の6～9割の範囲内(要保護世帯に属する児童に係る掛金を除く。)としなければならないにもかかわらず、過大に徴収していることを確認した。ついては、過大に徴収した金額を保護者へ返金すること。 ・共済掛金に係る保護者負担額について、運営規程及び重要事項説明書に明記するとともに、変更届を幼保総合支援室へ提出すること。	令和3年10月1日	①改善済
羽東師保育園 ((福) 桃嶺福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和3年12月22日	—
ピノキオ保育園 ((福) 九十九福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名を追記)。	令和3年12月3日	①改善済
伏見幼児園 ((福) 伏見別院伏見幼児園)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和3年12月24日	①改善済
まごころ保育園 ((福) 真心福祉会)	文書による指摘事項はありません。	令和3年11月9日	—
みぎわ保育園 ((福) 美樹和会)	文書による指摘事項はありません。	令和4年3月15日	—
みどり保育園 ((福) みどり福祉会)	①令和2年度財務諸表に以下の誤りがあるので、修正のうえ提出すること。 ・法人単位事業活動計算書(第二号第一様式)及び拠点区分事業活動計算書(第二号第四様式)の前年度決算の数値(特別増減の部、当期活動増減差額及び繰越活動増減差額の部)が令和元年度決算書と一致しない。 ・法人単位貸借対照表(第三号第一様式)及び拠点区分貸借対照表(第三号第四様式)の前年度末の数値(うち当期活動増減差額)が令和元年度決算書と一致しない。 ②副食費徴収免除対象者(2名)から副食費相当額を徴収していたことを確認した。ついては、令和2年4月まで遡って同様の事例がないか点検したうえで、誤って徴収した副食費については免除対象者に返還すること。	令和3年10月19日	①改善済 ②改善済
向島保育園 ((福) 向島保育園)	文書による指摘事項はありません。	令和4年1月18日	—
ももやま白菊保育園 ((福) 白菊福祉会)	①栄養管理加算の算定区分が「配置」となっているが、「兼務」に係る要件しか満たしていないことを確認した。ついては、「配置」の要件を満たしていない期間については加算変更届を提出するとともに、誤って請求した委託費を返還すること。	令和4年1月12日	①改善済

横大路こども園 ((福) 横大路保育園)	①令和2年度の財務諸表に以下の誤りがあるので修正のうえ提出すること。 ①法人単位資金収支計算書(第一号第一様式)及び拠点区分資金収支計算書(第一号第四様式)の前期末支払資金残高が、令和元年度同計算書の当期末支払資金残高と一致しない。 ②法人単位事業活動計算書(第二号第一様式)及び拠点区分事業活動計算書(第二号第四様式)の前期繰越活動増減差額が、令和元年度同計算書の次期繰越活動増減差額と一致しない。 ③法人単位貸借対照表(第三号第一様式)及び拠点区分貸借対照表(第三号第四様式)における前年度末の事業未収金、事業未払金及び当期活動増減差額が、令和元年度同表における当年度末の事業未収金、事業未払金及び当期活動増減差額と一致しない。	令和3年10月29日	①改善済
よど保育園 ((福) 淀福社会)	文書による指摘事項はありません。	令和3年10月28日	—
淀白鳥保育園 ((福) 淀福社会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名を追記)。 ②消火訓練は、月1回以上実施すること。	令和3年10月27日	①改善済 ②改善済

【深草地区】

稲荷こども園 ((福) 稲荷保育園)	文書による指摘事項はありません。	令和4年2月14日	—
稲荷砂川保育園 ((福) 稲荷保育園)	①栄養管理加算の算定区分が「配置」となっているが「兼務」に係る要件しか満たしていないことを確認した。ついては、「配置」の加算要件を満たしていない期間については加算変更届を提出するとともに、誤って請求した委託費を返還すること。 ②副食費徴収免除対象者(1名)から副食費相当額を徴収していたことを確認した。ついては、令和2年4月まで遡って同様の事例がないか点検したうえで、誤って徴収した副食費については免除対象者に返還すること。	令和4年2月2日	①改善済 ②改善予定
うづらこども園 ((福) 京都老人福祉協会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育教諭3名、非常勤保育補助者1名を削除)。 ②保育を提供する時間帯においては、常時2名以上の保育教諭を配置することが原則であるが、京都市認定こども園の認定の要件に関する条例附則第4項の規定による特例措置を適用し、幼保連携型認定こども園に置くべき保育教諭の数が算定上1名となる時間帯において、保育教諭1名に加え補助職員を配置する場合は、当該補助職員は子育て支援員研修(地域保育コース)修了者としてすること。 また、当該特例措置の適用に当たっては、あらかじめ幼保総合支援室に届出を行うこと。	令和3年11月24日	①改善済 ②改善済
西福寺幼児園 ((福) 藤森福祉社会)	文書による指摘事項はありません。	令和3年10月20日	—
墨染保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和3年7月28日	①改善済
第二深草保育園 ((福) 深草福祉社会)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和3年11月17日	①改善済
深草保育園 ((福) 深草福祉社会)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。	令和3年11月16日	①改善済
モーツァルトしずかこども園 ((福) フジの会)	文書による指摘事項はありません。	令和4年2月10日	—

京都聖母学院保育園 ((学) 聖母女学院)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(非常勤保育士1名を削除)。 ②保育に直接従事する職員には、併設施設(認可外保育施設)の業務と兼務させないこと。	令和3年7月15日	①改善済 ②改善予定
--------------------------	--	-----------	---------------

【醍醐地区】

あけぼのこども園 ((福) 曙福社会)	①公定価格の加算や職員加配に係る助成に必要な職員を配置できていなかった期間については、加算の取下げ等の手続きを行うこと。 ②保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育教諭を常時配置すること。 ③栄養管理加算の算定区分が「配置」となっているが、「嘱託」に係る要件が満たしていないことを確認した。については、「配置」の加算要件を満たしていない期間については加算変更届を提出するとともに、誤って請求した施設型給付費を返還すること。	令和4年2月1日	①改善予定 ②改善済 ③改善済
石田保育園 ((福) 京都社会福祉協会)	文書による指摘事項はありません。	令和3年7月20日	—
大受保育園 ((福) 紫山福社会)	文書による指摘事項はありません。	令和3年12月3日	—
小栗栖保育園 ((福) 不動園)	①日本スポーツ振興センターの災害共済給付に係る事務において、不適切な点が認められたため、以下のとおり是正すること。 ・共済掛金に係る保護者負担については、掛金(免責の特約を付す場合、特約に係る掛金(15円)は全額事業所負担となるため除く。)の6～9割の範囲内(要保護世帯に属する児童に係る掛金を除く。)としなければならないにもかかわらず、過大に徴収していることを確認した。については、保護者負担額を適正に設定するとともに、過大に徴収した金額を保護者へ返金すること。 ・共済掛金に係る保護者負担額について、運営規程及び重要事項説明書の記載を改めるとともに、変更届を幼保総合支援室へ提出すること。	令和3年9月8日	①改善済 ②改善済
かがやき保育園 ((福) 照真福社会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(常勤保育士1名を追記)。	令和3年10月21日	①改善済
かすがのえんこども園 ((福) 春日野園)	文書による指摘事項はありません。	令和3年11月25日	—
京都市辰巳保育所 (京都市)	文書による指摘事項はありません。	令和4年3月14日	—
くりのみ保育園 ((福) 京都保育センター)	文書による指摘事項はありません。	令和3年12月14日	—
桜木こども園 ((福) 眞友福社会)	①幼保連携型認定こども園は主幹保育教諭を保護者への子育て支援等に専任化するため代替の保育教諭に係る経費2名分が基本単価に含まれているにもかかわらず、当該職員が配置されていないことから、主幹保育教諭等未設置減算が適用されている。については、基本単価に含まれている代替の保育教諭を確保すること。	令和3年8月6日	①改善予定

醍醐保育園 ((福) 醍醐保育園)	①職員(学生アルバイト)の賃金が、京都府における最低賃金額を下回る額で支払われていた期間があるため、当該期間について最低賃金以上の額となるよう再計算し、差額を支給すること。 ②副食費徴収免除対象者(2名)から副食費相当額を徴収していたことを確認した。については、令和2年4月まで遡って同様の事例がないか点検したうえで、誤って徴収した副食費については免除対象者に返還すること。	令和3年12月10日	①改善済 ②改善済
誕生院保育園 ((福) 本願寺社会福祉事業センター)	文書による指摘事項はありません。	令和3年11月5日	—
つくし保育園 ((福) 京都地の塩会)	①保育を提供する時間帯においては、原則として複数の保育士を常時配置すること。 ②栄養管理加算の算定区分が令和2年度を通して「配置」となっているが、令和2年4月から同年12月までの間については「兼務」に係る要件しか満たしておらず、令和3年1月から同年3月までの間については当該加算を算定できない状況であったことを確認した。については、令和2年4月から同年12月までの間の算定分については加算変更届を、令和3年1月以降の算定分については加算廃止届を幼保総合支援室に提出するとともに、誤って請求した委託費を返還すること。	令和4年2月10日	①改善済 ②改善済
中山保育園 ((福) 醍醐福祉会)	①副食費徴収免除対象者(2名)から副食費相当額を徴収していたことを確認した。については、令和2年4月まで遡って同様の事例がないか点検したうえで、誤って徴収した副食費については免除対象者に返還すること。 ②中山保育園拠点区分の令和2年度事業活動計算書(第2号第4様式)において、前年度決算(B列)の次期繰越活動増減差額(38,610,730円)と、当年度決算(A列)の前期繰越活動増減差額(38,612,331円)が相違している。については、当該金額が一致していない原因を確認のうえ、本市に報告するとともに、訂正の必要がある場合は令和3年度会計において所要の修正を行うこと。	令和3年11月30日	①改善済 ②改善予定
はなぶさ保育園 ((福) 志心福祉会)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(派遣保育士1名を削除)。	令和3年11月4日	①改善済
端山の丘こども園 ((福) 端山園)	①処遇改善等加算Ⅰの加算率算定に係る経験年数算定表について、適用対象者(令和3年4月1日時点で在籍している常勤職員及びこれに準じる非常勤職員)が正しく記入されていないため、同表を修正のうえ幼保総合支援室に再提出すること(常勤保育士1名、非常勤事務員1名、派遣保育士1名を追記、非常勤調理師1名を削除)。	令和3年11月12日	①改善済
光の子保育園 ((福) 京都地の塩会)	①日本スポーツ振興センターの災害共済給付に係る事務において、不適切な点が認められたため、以下のとおり是正すること。 ・共済掛金に係る保護者負担については、掛金(免責の特約を付す場合、特約に係る掛金(15円)は全額事業所負担となるため除く。)の6～9割の範囲内(要保護世帯に属する児童に係る掛金を除く。)としなければならないにもかかわらず、過大に徴収していることを確認した。については、過大に徴収した金額を保護者へ返金すること。 ・共済掛金に係る保護者負担額について、運営規程及び重要事項説明書の記載を改めるとともに、変更届を幼保総合支援室へ提出すること。	令和3年12月8日	①改善済